

平成30年8月10日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 二越(内2135) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746 直通Tel.073-441-3640) 県立学校教育課 藤田(内3657)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

平成30年7月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	4
職員等	
計	4

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	4
面談	
電話	
計	4

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある公益的法人で、過去に勤務していた職員がパワハラを行っていた。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。
② 県道23号線沿いの山林を、土地所有者でもある業者が掘削工事を行い、斜面がえぐられ、大きな石が放置されている。災害時に斜面が崩れる危険性もあり、県道の安全性を考慮すれば、なぜこのような工事が許可されているのか。	調査の結果、工事に必要な届出はなされているが、関係課に対し、県道への土砂や石の流出等について、監視を強化するよう指示した。
③ ある課は、県政担当記者クラブに加盟していない者に、一般に公表されていない情報を提供している。	調査の結果、通報にあった情報は、県政担当記者クラブに資料提供済みの情報であり、依頼があれば一般にも情報を提供している。
④ ある介護老人保健施設は、業務時間外に行うスタッフミーティングや研修等に時間外手当を支払わない。また、上司から部下への嫌がらせが絶えない。	所管外であるため不受理とし、関係課に情報提供した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1 ①
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	3 ②③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	3
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1 ①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	2 ②③
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	1 ④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

H30.6月 ②	振興局の職員がガードレールを横流している。	調査の結果、通報の事実は確認できなかったが、所属長に対し、廃棄処分となるガードレール等鉄くずの管理を徹底するよう指示した。
-------------	-----------------------	---

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	1
職員等	
計	1

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 県が設置する「英語授業改善研究協議会」について、授業を改善しろということは教師を侮辱している。また、多忙な英語科教員に、年間4回も研修を課しており、他教科の教員と比べて不公平であるため中止してもらいたい。	児童生徒の英語力向上のため、英語科教員には、英語の授業は基本的に英語で行うこと、「スピーキング」を含む「リスニング」「リーディング」「ライティング」の4技能を育成することなどが求められている。研修は、こうした指導にあたる教員の英語力及び指導力を高めることを目的に、各学校1名の教員が受講することとしており、今後も引き続き実施していく予定である。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

1

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

1 ①

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。